岩手医科大学における研究活動上の不正行為に対する通報等の流れ

告発者

・実名が原則
・通報方法（書面、電話、FAX、電子メール、面談）

⇩

通報窓口
内部監査室

・通報の対応、違法行為等に該当するかを確認する等の相談
・統括責任者へ報告
・統括責任者は最高管理責任者へ報告

⇩

統括責任者

・調査委員会の設置

⇩

予備調査
調査委員会

・告発された不正行為が行われた可能性、科学的合理性、調査可能性等について調査

⇩

不 要

統括責任者は告発者及び被告発者に通知

・統括責任者は、告発者及び被告発者に、本調査実施の通知
・本調査の要否を資金配分機関に報告

⇩

本調査実施の決定は告発を受け付けた日から30日以内
本調査実施決定後、その開始までに30日

研究不正行為
調査委員会
- 本調査
- 認定

・本調査の実施決定後、調査結果等を文部科学省及び資金配分機関に報告
・不正行為の有無及び程度について審査し、認定
・統括責任者は、認定結果を最高管理責任者に報告

⇩

本調査開始後150日以内

最高管理責任者

・告発者及び被告発者に調査結果の通知
・資金配分機関に、通報を受け付けた日から210日以内に最終報告書の提出

⇩

結果通知

告発者 / **被告発者**

不正（使用）有 →
・論文取下または修正勧告　・懲戒処分
・民事訴訟提起（研究費返還）　・刑事告発

不正（使用）無 →
・名誉回復

悪意の告発
・懲戒処分

⇩

不服申立

・告発者及び被告発者は、最高管理責任者へ、通報の日の翌日から起算して10日以内に不服申立が可

⇩

再審査

1.最高管理責任者が研究不正調査委員会に再審査を命じる
2.研究不正調査委員会は、不服申立を受理した日から概ね50日以内に再調査審査及び認定
3.調査委員会は、調査結果を統括責任者及び最高管理責任者に報告